



経理の窓 1月号

平成25年1月1日号

あけましておめでとうございます。

今月は、源泉所得税の納付や提出書類の多い月です。早めのご準備をお願いいたします。

今月の税務	法人、個人に共通して
	1月21日 : H24年7月～12月までの源泉所得税の納付期限 (納期限の特例の届出者の場合)
	1月31日 : 法定調書などの届出期限(税務署、市町村) 償却資産の申告期限(市町村)
	法人 : 11月決算法人の確定申告と納税

平成25年より復興特別所得税が適用されます。

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布されました。

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

1. 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき特別復興所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされてます。実務上は、源泉徴収の対象となる支払金額等に、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて、計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率\%} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}$$

(1円未満の端数は、切り捨てます。)

$$\text{合計税率\%} = \text{所得税率\%} \times 102.1\%$$

《計算例》 報酬料金として、50,000円を支払った場合(所得税率10%の場合)

$$50,000\text{円} \times 10.21\% = 5,105\text{円} \quad (\text{源泉徴収税額})$$

※平成24年12月分の報酬料金を平成25年1月に支払う場合、源泉徴収は、支払時に行うこととされていますので、所得税及び復興特別所得税の額を源泉徴収することになります。

2. 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、**平成25年分以後の源泉徴収税額表**に基づいて、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

※平成25年1月1日からは、『平成25年分源泉徴収税額表』を使用します。『平成25年分源泉徴収税額表』は、税務署から送付された平成24年分の年末調整のしかたに同封されています。国税庁のホームページに掲載されています。

3. 年末調整

年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した金額となります。

《復興特別住民税》

平成26年6月1日から平成36年5月31日までの10年間、復興特別住民税として、個人住民税の均等割額の1,000円の増税が行われます。

確定申告に必要な書類

個人事業主の方は、決算の準備として、仕入や売上について、計上漏れがないか確認します。また、翌年分の仕入や売上が含まれていないかも確認します。

12月31日の商品や材料、仕掛品の棚卸をします。

家事消費（使用）分についても計算します。

必要書類の準備（一般的なもの）

- ① 給与所得や年金所得があれば、源泉徴収票（支払調書）
- ② 家賃収入等がある場合、支払調書（必要に応じて）
賃貸物件の経費のわかるもの（固定資産税、修繕費、取得費、管理費など）
- ③ 医療費控除を受ける場合、領収書や交通機関を利用した場合の交通費の明細
- ④ 住宅取得控除を受ける場合、借入金等の残高証明書
初めて控除を受ける場合は、土地や住宅の登記簿謄本、契約書等も用意します。
- ⑤ 個人事業者の場合、決算書（青色申告の場合）や収支内訳書（白色申告の場合）
- ⑥ 年末調整を行っていない場合、生命保険や地震保険の控除証明書
- ⑦ 国民年金や国民健康保険料の年間支払額を調べておきます。
国民年金については、控除証明書（年末調整を行っていない場合）
- ⑧ 預金や家財の盗難等にあわれた場合、警察署の盗難証明
その他、所得の種類や控除の種類に応じた書類を準備します。

